

令和7年5月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和7年5月19日（月）13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場1階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について

5. 出席委員

農業委員

議席1 鶴沼 久江 委員 議席2 井戸川 弘幸 委員 議席3 大森 成広 委員

議席4 山田 和男 委員 議席5 木幡 治 委員 議席6 林 和男 委員

議席7 志賀 睦 委員 議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

中野 守雄 推進委員 渡辺 浩美 推進委員 高玉 正祐 推進委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

参事兼農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課技査（農業委員会事務局併任） 石井 拓郎

7. 開会

【中野事務局長】

皆さんこんにちは。

定刻になりましたので先に進めさせていただければと思います。

ただいまより、双葉町農業委員会では7年5月定例総会を開催いたします。

会長からご挨拶をお願いいたします。

【澤上会長】

何かとお忙しいところ、遠くの方からもご出席いただきましてありがとうございます。

今日の議題としては、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について3件ございます。また、協議事項も4件ございます。

皆さんにはいつもの通り、慎重な審議をよろしくお願いします。以上です。

【中野事務局長】

ありがとうございました。

議事に入ります前に、新川推進委員と榎内推進委員より欠席のご連絡ありましたので報告いたします。

それでは会長を議長としまして議長進行いたします。よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

ただいまの出席は8名です。これより令和7年5月定例総会を開会いたします。

議事に入る前に事務局の方から、会務報告をお願いします。

【中野事務局長】

それでは報告させていただきます。

公務報告になりますが、こちらをご覧いただきたいと思います。

まず、4月21日、4月定例総会、双葉町役場1階大会議室、農業委員8名、農地利用最適化推進委員3名。そして私、中野と石井技査の方で出席しております。

5月2日、農業者年金業務前期説明会ということで、石井技査の方でWeb会議に出席しております。

5月12日から13日、農業委員会業務説明会ということで、石井技査の方で福島市の方に出張しております。

5月19日、本日の午前中になりますが、現地調査ということで今回、議案に上げさせていただいております転用許可案件の事業計画変更申請及び工事完了報告に伴う調査を行っております。

場所については××字××が1件と××字×××が3件ございました。

大森委員と私と石井技査の方で行っております。以上であります。

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付した通りで、日程第1、議事録署名人の指名について、会議規則により、出席委員の2名以上の委員となっておりますので、議事録署名人には1番の鵜沼委員、それから2番の井戸川委員をお願いします。

よろしくお願いします。

それでは日程第2、議案第1号の農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題とします。

それでは職員からお願いします。

【中野事務局長】

それでは、資料をご覧ください。

議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画の変更申請があったので審議に付す。令和7年5月19日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

お手元の資料をご覧いただきたいと思います。

本件につきましては、本農業委員会で、令和6年10月21日の総会で許可相当の意見を付して福島県へ進達し、令和6年11月12日付で福島県指令相農林第××××号により農

地転用許可を受けた案件の事業計画を変更するものです。

××××××××が、双葉町大字××字××××番、それから××番××の計2筆になりますが、地目はすべて畑、面積は合計で計××××㎡について、太陽光発電設備として、農地転用しているものですが、地元からのご指摘により、事務局による現地確認をこちらの××以外にも含まれておりますけども、一連の許可、転用許可案件について行い、近隣での営農に支障がないように、フェンスのセットバックを要請したことによりまして、フェンス設置を土地境界からセットバックするとともに、変更承認申請の期間を勘案し、工事期間を7月末までと変更するため、事業計画変更を行うものでございます。変更後の土地利用計画図はこのとおりでございます。以上になります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

本件については大森委員に現地を確認していただきましたので、調査結果の報告をお願いします。

【大森委員】

場所は、昔××××××××があった南側になります。桜の木も3本あったんですが、みんな伐採されてしまっており、その現場になります。

土地利用計画図のように、周辺を通れるよう、事務局の方でセットバックを要請したいです。土地利用計画図のようにはなっているんですが、実際に測ってみると、何十センチかの誤差はありました。以上です。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。

皆さんの方から質疑、ご意見等ありましたら、よろしくお願いします。

(なし)

では、無いようなのでこれで質疑を終わります。お諮りします。

議案第1号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認相当の意見書を付して、福島県に進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

では、議案第1号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、計画変更について承認相当の意見を付して、福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして日程第3、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について議題とします。それでは事務局の方からお願いします。

【中野事務局長】

では資料をご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請があったので審議に付す。令和7年5月19日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

おめくりいただきまして、資料をご覧いただきたいと思います。

本件は先ほどと一緒にですが、本農業委員会で、令和6年12月20日の総会で、条件付き許可相当として福島県への進達を保留し、事務局で事業者代理人と調整を行い、令和7年1月20日の総会にて改めて協議をさせていただきまして、許可相当の意見を付して、福島県へ進達し、令和7年2月21日付で福島県指令相農林第××××号により農地転用許可を受けた案件の事業計画を変更するものでございます。

×××××××××が双葉町大字××字××××番、地目は田、面積は××××㎡について、太陽光発電設備として、農地転用をしているものですが、議案第1号と同じく、地元からのご指摘により、事務局による一連の転用許可案件について、現地確認を行った結果、近隣での営農に支障がないように、フェンスのセットバック等を要請したことによりフェンスの位置を土地境界からセットバックする等とともに、変更承認申請の期間を勘案し、工事期間を7月末までと変更するため、事業計画変更を行うものでございます。

変更後の土地利用計画はこのとおりになります。

計画変更の前のは、おめくりいただいたものになります。以上になります。

ご審議方よろしく願いいたします。

【澤上会長】

これについても大森委員に現場を確認いただいておりますので、報告をお願いします。

【大森委員】

これも事務局の方でセットバックの要請をしたということで、北側の方が1メートルほど、それから南側が70センチほど、畦畔を確保するために、全体的にセットバックをしたということです。

【澤上会長】

それでは本件について審議に入ります。

皆さんの方から質疑、ご意見等ありましたらお願いします。

【澤上会長】

これはトラクター等が通れるように境界から距離を確保するように指導したということですけど、数的に何メートルとか、そういう決まりはないんですか。

【中野事務局長】

ありません。

【澤上会長】

4メートル道路だから、中心から2メートル以上離せとか、そういう決まりはないんだ。

【中野事務局長】

これなら大丈夫だろうという大ざっぱなところで要請しております。農道の大きさも大小様々あるので一概に数字を定めておりません。

【澤上会長】

畦畔からどのくらいかは決まってない？

【中野事務局長】

決めておりません。

逆に決めてしまうと、農業委員会でそれで良いと言ってしまった後、トラブルになったときに保証しようがありませんし、その時その時の機械の規格・性能とかもあるかもしれ

ません。よって、一概に何メートルという基準は、事務局からは提示はしてないです。

ただこれも指導の範囲で、事務局から命令はできません。

当初は境界ぎりぎりまでフェンスをつけていたので、ある程度バックさせて通行できるよう指導しました。

【澤上会長】

他に、この件についてよろしいですか。

(なし)

では質疑を終わります。

議案第2号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認相当の意見書を付して福島県に進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第2号農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして、日程第4、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について議題とします。

それでは事務局の方からお願いします。

【中野事務局長】

資料をご覧ください。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請があったので審議に付す。令和7年5月19日提出。双葉市農業委員会会長 澤上 榮。

資料おめくりいただきましてご覧ください。

本件は、本農業委員会で、令和6年12月20日の総会で、条件付き許可相当として福島

県への進達を保留し、事務局で事業者代理人と調整を行い、令和7年1月20日の総会にて改めて協議をさせていただきまして、許可相当の意見を付して福島県へ進達し、令和7年2月21日付けで、福島県指令相農林第××××号により、農地転用許可を受けた案件の事業計画を変更するものです。

××××××××が、双葉町大字××字×××××番、地目は田、面積が××××㎡について、太陽光発電設備として農地転用をしているものですが、議案第1号第2号と同じく、地元からのご指摘により事務局による一連の転用許可案件について、現地確認を行った結果、近隣での営農に支障がないように、フェンスのセットバック等を要請したことにより、フェンス位置を土地境界からセットバックする等とともに、変更承認申請の期間を勘案し、工事期間を7月末まで変更するため、事業計画変更を行うものです。

変更後の土地利用計画図はこのとおりです。それ以前のものはその裏面になります。

以上になります。ご審議方よろしくお願いいたします。

【澤上会長】

本件についても大森委員にお願いします。

【大森委員】

この地域も畦畔確保のために、セットバックし、フェンスを設置しております。

ちなみに今回3件ともに、××××××××がやっており、いずれも白いシートが敷かれています。雨が降った時、どういうふうに流れていくのかという疑問が残りますが、事務局の方で、前もって、畦畔を確保するために要請しており、その点については行われている様でした。

【澤上会長】

本件についての質疑がありましたら、お願いします。

ちなみに、3件ともに××××××××で、白いシートが敷いてあるの？

【中野事務局長】

事務局の方から補足ですが、大森委員が説明されてるのは太陽光の白いシートですよ。こちらは防草も兼ねてるんですけど、反射シートと聞いております。

【志賀職務代理者】

今の議案の質問で、4番について変更前の事業計画ですが、事業が遂行できない理由と書いてあって、北側水路の復旧が想定されることって書いてあるのですが、変更後の事業計画の詳細に水路が入ってませんが、水路はやらないんですか。

【中野事務局長】

そういう意味ではなくて、この北側に××用水路の一部が入ってきておりまして、この水路を将来的に復旧作業に入るときに、×××××の太陽光発電設備もなんですけど、境界ぎっちりとフェンスを設置されてしまうと、ちょうどU字溝が入ってるので、入れ替え工事に支障がないようにセットバックしてくれと事務局からお願いしたという経緯があったのでそういう書き方になっております。よって、この会社が水路を直すのではなくて、町が将来、水路を直すときに、工事の支障がないようにお願いしてバックさせてもらったものです。

【澤上会長】

事前に説明をしてやってもらったっていうことだね。

【中野事務局長】

以前、××××の××さんのところも同じ件ですが、××用水路のそばで、用水路の復旧作業の時に支障があるので、セットバックして欲しいとお願いした経緯がありました。

【澤上会長】

他に皆さんの方からありましたら。

【井戸川委員】

質問よろしいですか。

この辺の場所は、これから太陽光発電設備の計画はまだまだあるの？毎回、××地区でしょ？この地区はこれから基盤事業がありますよね？今後どうなのかと思ひまして。

【澤上会長】

これ農業振興地域から外れている場所だよね。

【渡辺推進委員】

あと 3、4 件くらいはあると私は聞いております。

【澤上会長】

その他ありましたら、よろしいですか。

(なし)

では質疑を終わります。

議案第 2 号の農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認相当の意見書を付して福島県に進達することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

以上で議案審議は終了いたしました。

(14 時 02 分 終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

農業委員会 会 長

澤上 榮 ⑩

議事録署名人

鵜沼 久江 ⑩

議事録署名人

井戸川 弘幸 ⑩